

議案第 8 1 号

岩倉市部設置条例の一部改正について

岩倉市部設置条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和元年 1 2 月 2 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市部設置条例の一部を改正する条例

岩倉市部設置条例（昭和52年岩倉市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。
第2条を次のように改める。

（事務分掌）

第2条 部の事務分掌は、次のとおりとする。

総務部

- (1) 秘書及び渉外に関すること。
- (2) 職員の人事に関すること。
- (3) 基本的施策の企画に関すること。
- (4) 統計に関すること。
- (5) 広報及び広聴に関すること。
- (6) 市民協働に関すること。
- (7) 情報管理に関すること。
- (8) 危機管理に関すること。
- (9) 防犯及び交通安全に関すること。
- (10) 議会及び行政一般に関すること。
- (11) 市有財産に関すること。
- (12) 工事、物品等の入札及び契約に関すること。
- (13) 工事等の検査に関すること。
- (14) 財政に関すること。
- (15) 市税の賦課及び収納に関すること。
- (16) 他の部に属さないこと。

健康福祉部

- (1) 戸籍及び住民基本台帳に関すること。
- (2) 国民年金に関すること。
- (3) 国民健康保険及び医療助成に関すること。
- (4) 後期高齢者医療に関すること。
- (5) 障害者福祉に関すること。
- (6) 生活保護に関すること。
- (7) 児童福祉に関すること（福祉事務所長権限に限る。）。

- (8) 母子福祉に関する事。
- (9) 高齢者福祉に関する事。
- (10) 介護保険に関する事。
- (11) 保健衛生に関する事。
- (12) その他社会福祉に関する事。

建設部

- (1) 環境保全及び環境衛生に関する事。
- (2) 商工業に関する事。
- (3) 農業に関する事。
- (4) 都市計画に関する事。
- (5) 土木及び建築に関する事。
- (6) 下水道に関する事。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(岩倉市職員等の公益的通報に関する条例の一部改正)
- 2 岩倉市職員等の公益的通報に関する条例（平成27年岩倉市条例第1号）の一部を次のように改正する。
第4条第2項中「総務部長、市民部長」を「総務部長」に改める。